

平成24年 第2回(定例)木城町議会会議録(第3日)

平成24年6月15日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成24年6月15日 午前9時00分開議

- 日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案(5件)
- 議案第35号 木城町印鑑条例の制定について
- 議案第36号 木城町インターネットサービスの利用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号 西都児湯環境整備事務組合規約の変更について
- 議案第39号 平成24年度木城町一般会計補正予算(第1号)(関係部分)
- 2) 産業建設常任委員会付託議案(3件)
- 議案第39号 平成24年度木城町一般会計補正予算(第1号)(関係部分)
- 議案第40号 平成24年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第41号 平成24年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第2 議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第3 総務常任委員会付託陳情審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託陳情
- 陳情第3号 30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1復元に係る意見書の提出を求める陳情書
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告
- 日程第6 各委員会の閉会中の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案(5件)
- 議案第35号 木城町印鑑条例の制定について
- 議案第36号 木城町インターネットサービスの利用料及び手数料徴収条例の一部を

改正する条例の制定について

議案第37号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 西都児湯環境整備事務組合規約の変更について

議案第39号 平成24年度木城町一般会計補正予算（第1号）（関係部分）

2）産業建設常任委員会付託議案（3件）

議案第39号 平成24年度木城町一般会計補正予算（第1号）（関係部分）

議案第40号 平成24年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第41号 平成24年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第2 議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第3 総務常任委員会付託陳情審査結果報告

1）総務常任委員会付託陳情

陳情第3号 30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1復元に係る意見書の提出を求める陳情書

追加日程第1 発議第2号 30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書（案）

日程第4 議員派遣の件

日程第5 常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告

日程第6 各委員会の閉会中の調査

出席議員（10名）

1番 後藤 和実君	2番 堀田 廣幸君
3番 原 博君	5番 税田 輝房君
6番 神野 源生君	7番 山田 秋吉君
8番 宮崎 勝正君	9番 中竹 義一君
10番 中村 一也君	11番 甲斐 政治君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 中村 宏規君 議事調査係長 鍋倉 貴行君

説明のため出席した者の職氏名

町長	田口 晃史君	副町長	半渡 英俊君
教育長	小野 順章君	総務課長	横田 学君
財政課長	田中 義彦君	会計管理者	加藤 伸一君
企画課長	淵上 達也君	環境整備課長	間吉田辰郎君
教育課長	長友 英親君	税務課長	伊藤 章君
福祉保健課長	石井 雄二君	町民課長	橋本未知男君
産業振興課長	中井 諒二君	監査委員	桑原 正憲君
教育委員長	原 朋輝君		

午前9時00分開議

○事務局長（中村 宏規君） 皆様、おはようございます。議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

これから本日の会議を開きます。

去る、6月11日に行われました本会議で、後藤議員の一般質問に対する産業振興課長の答弁内容について、産業振興課長より発言訂正の申し出がありましたので、議長において許可をいたしましたので、報告いたします。

なお、産業振興課長により発言を求められておりますので、これを許可いたします。産業振興課長。

○産業振興課長（中井 諒二君） 1番議員の質問の非農地証明までの経緯についての答弁内容で、小丸川発電所等の事務所や宿舍などとして平成5年12月と、平成4年11月に事業完了までの農地法第5条の賃貸借権の設定の許可を受けられていますと答弁しましたが、この中の「平成5年12月」を「平成4年12月」に、「平成4年11月」を「平成5年11月」に訂正して、おわびいたします。

○議長（甲斐 政治） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 各常任委員会付託議案審査結果報告

○議長（甲斐 政治） 日程第1、各常任委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案5件、議案第35号木城町印鑑条例の制定について、議案第36号木城町インターネットサービスの利用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号西都児湯環境整備事務組合規約の変更について、議案第39号平成24年度木城町一般会計補正予算（第1号）関係部分、以上5件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、山田秋吉君。7番。

○総務常任委員会委員長（山田 秋吉君） 平成24年第2回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は、6月12日から14日までの3日間、総務常任委員会室において、委員5名の全員が出席し、町長部局の課長以下、関係職員、教育委員会においては、教育長、教育課長以下、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第35号木城町印鑑条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第36号木城町インターネットサービスの利用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第37号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

審査において、今回意見書を提出するという事で一致いたしましたので、ただいまから意見書の内容を読み上げたいと思います。

議案第37号に関する意見。国民健康保険税の税率については、4年間据え置いてきましたが、長らく景気の低迷と口蹄疫や東日本大震災等により、本町の平成24年度の税収は昨年度より2,500万円減の見込みであります。また、平成23年度の保険給付費が約5億6,400万円で、平成22年度より約7,356万4,000円、率にして20.2%の増加となっており、県内の市町村の中で一番の伸び率となっております。

また、最近の医療費のふえ方の要因として、生活習慣病の放置による大病、適正な受診をしていない、適正な診療を受けていない等が考えられます。本町においても、さまざまな対策を講じられていますが、今回の税率改正はやむを得ないものと判断いたしました。総務常任委員会としては、今後の税率改正については、一般会計からの繰り入れについて町内の国民健康保険加入者以外の整合性の面から慎重に検討し、各課のさらなる連携強化により、予防対策等による医療費の抑制に努められるよう強く要望します。

次に、議案第38号西都児湯環境整備事務組合規約の変更について、原案可決です。

次に、議案第39号平成24年度木城町一般会計補正予算（第1号）関係部分、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業建設常任委員会付託議案3件、議案第39号平成24年度木城町一般会計補正予算（第1号）関係部分、議案第40号平成24年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第41号平成24年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、以上3件について、産業建設常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、税田輝房君。5番。

○産業建設常任委員会委員長（税田 輝房君） 産業建設常任委員会に付託されました事件は3件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第39号平成24年度木城町一般会計補正予算（第1号）関係部分、原案可決でございます。

議案第40号平成24年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決でございます。

議案第41号平成24年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決でございます。

付託議案中、主な審査内容につきまして報告いたします。

議案第39号について、まず企画課関係ですが、観光総務費で広告料及び広報委託料として58万3,000円が計上されており、これは中八重緑地公園をはじめとする木城町の観光宣伝をテレビ、雑誌等を活用して行いたいということで、委員からは宣伝効果の確認を行っていただきたいということと、今後の集客を期待するという意見がありました。

次に、木城温泉館湯らら事業費で、温泉の改修工事の監理委託料増額分として、391万9,000円が計上されております。これは当初、改修工事の監理については設計会社1社に委託する予定でありましたが、大規模改修であり、建築工事、機械工事と分野が2つに分かれているため、工事にあたって支障がなく監理を行っていくため、県の建設技術推進機構にあわせて委託したいということでありました。そのほか、修繕料として予備の源泉用水中モーターポンプのオーバーホールに133万4,000円、備品購入費として売店用POSシステムなど5点の購入に324万1,000円が計上されておりました。

次に、環境整備課関係ですが、住宅管理費として木造住宅耐震事業補助金220万8,000円が計上されております。これは、民間住宅の、地震による被害を最小限に抑えることを目的としており、耐震工事を実施した住宅に補助金を交付するもので、昭和56年5月

31日以前に建設された住宅については、国、県、町の補助により限度額150万円で2分の1を交付するということでもあります。

また、昭和56年6月1日から平成12年5月31日に建設された住宅については、町単独で耐震診断及び耐震工事の補助金を交付するものということでもあります。

次に、議案第40号ですが、水道管理費の工事請負費として290万円が計上されており、これは比木地区の水道管が整備されていない箇所について170メートルの延長工事を行うということで、整備することにより今後の定住促進につなげていきたいということでありました。

以上、審査の結果報告といたします。

○議長（甲斐 政治） 以上で、産業建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第35号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

ただいまより、各常任委員会付託議案の7議案について、議案番号順に従い討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第35号木城町印鑑条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号木城町インターネットサービスの利用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号西都児湯環境整備事務組合規約の変更について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成24年度木城町一般会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長、産業建設常任委員長の報告はともに原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は両委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号平成24年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号平成24年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対す

る産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第42号

○議長（甲斐 政治） 日程第2、議案第42号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案に対する質疑は終了しておりますので、これより討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

なお、採決は起立によることといたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第3. 総務常任委員会付託陳情審査結果報告

○議長（甲斐 政治） 日程第3、総務常任委員会付託陳情審査結果報告を行います。

陳情第3号30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1復元に係る意見書の提出を求める陳情書について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、山田秋吉君。7番。

○総務常任委員会委員長（山田 秋吉君） 報告いたします。

30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書（案）が総務委員会に付託されましたが、総務委員会は原案どおり採択をいたしましたので、報告をいたします。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。陳情第3号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

陳情第3号に対する総務常任委員長の報告は採択であります。

ただいまより討論を行います。本件に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

なお、採決は起立によることといたします。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前9時22分休憩

.....

午前9時24分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま山田秋吉君ほか3名から発議第2号30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書（案）が提出されましたので、これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、意見書の提出、発議第2号30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書（案）を追加日程第1として日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 発議第2号

○議長（甲斐 政治） 追加日程第1、意見書の提出、発議第2号30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書（案）を議題といたします。

発議第2号30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書(案)を議事調査係長に朗読いたさせます。

○議事調査係長(鍋倉貴行君) 朗読いたします。

30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書(案)。

35人以下学級について、昨年義務標準法が改正され小学校1学年の基礎定数化が図られたものの、今年度小学校2学年については加配措置にとどまっています。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人から30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。

社会状況等の変化により、学校は一人一人の子供に対するきめ細やかな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時間数や指導内容が増加しています。日本語指導など特別な支援を必要とする子供たちの増加や、障害のある児童生徒の対応等が課題となっています。不登校、いじめ等、生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことから、学級規模縮減以外のさまざまな定数改善も必要です。

子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国(28カ国)の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように、教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担率を2分の1に復元し、30人以下学級の実現を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成24年6月、宮崎県木城町議会。

内閣総理大臣野田佳彦殿、官房長官藤村修殿、文部科学大臣平野博文殿、総務大臣川端達夫殿、財務大臣安住淳殿。

以上です。

○議長(甲斐 政治) 議事調査係長の朗読が終わりました。発議第2号について、提出者、7番、

山田秋吉君の趣旨説明を登壇の上、求めます。7番。

○議員（7番 山田 秋吉君） 30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1の復元を求める意見書について、提案理由の説明を行います。

前文は、ただいま朗読いただきましたので割愛したいと思います。本町においても、クラスによっては人数が多いために煩雑することも聞いております。そこで、将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用、就業の拡大につなげる必要があります。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担率を2分の1に復元し、30人以下学級の実現を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

採択していただくようお願いをいたします。

○議長（甲斐 政治） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。発議第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより発議第2号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第2号30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書（案）は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

なお、30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書は、内閣総理大臣、官房長官、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣に提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書は、内閣総理大臣、官房長官、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣に提出することに決定いたしました。

日程第4. 議員派遣の件

○議長（甲斐 政治） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第120条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決いたしました議員派遣の件で後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、後日変更があった場合は議長に一任することに決定いたしました。

日程第5. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告

○議長（甲斐 政治） 日程第5、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告を行います。

これより登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、山田秋吉君。7番。

○総務常任委員会委員長（山田 秋吉君） 総務常任委員会として、現在報告することはありません。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 次に、産業建設常任委員長、税田輝房君。5番。

○産業建設常任委員会委員長（税田 輝房君） 特別報告することはありません。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会運営委員長、宮崎勝正君。8番。

○議会運営委員会委員長（宮崎 勝正君） 議会運営委員会といたしましても、特別報告することはありません。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会広報編集特別委員長、中竹義一君。9番。

○議会広報編集特別委員会委員長（中竹 義一君） 報告します。

6月議会がきょうで終了しますので、議会広報編集特別委員会としましては、6月の28日、7月の2日、5日、9日、12日、5日間の予定で議会広報編集委員会を開催いたします。議員各位の協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第6. 各委員会の閉会中の調査

○議長（甲斐 政治） 日程第6、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会、臨時会に係る事項について、各常任委員長から所管事務の調査について、議会広報編集特別委員長から議会広報の編集・調査等に関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長からの申し出のとおり閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（甲斐 政治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る6月8日に開会されて以来、本日までの8日間にわたり、慎重にご審議をいただき、また執行部におかれましても特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで平成24年第2回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（田口 晃史君） 許可いただきましたので、一言お礼申し上げます。

24年第2回議会定例会、ご審議いただきましてありがとうございます。

上程いたしました16議案すべて原案のとおり承認、議決、または同意をいただきました。厚く感謝を申し上げます。

なお、当面いたします諸行事につきまして、お手元に配付してございますので、よろしくお願い申し上げます。お礼といたします。

○議長（甲斐 政治） 議員の皆さんは、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（中村 宏規君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前9時39分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員